

空き家のお悩み！

ご相談ください！

相談
無料

松戸市と（一社）千葉県宅地建物取引業協会松戸支部（以下「宅建協会」という。）は、空き家の有効活用等に関する相談業務の一環として相談員の現地派遣が可能となる「松戸市空き家の有効活用等に関する相談業務協定」締結しています。

🏠 ご相談いただける方(対象者)

★市内に空き家または住宅を所有している方(市外在住も可)

★空き家を利活用したい方

※「空き家」とは居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

🏠 空き家の所有者(相談員の現地派遣)

市に提供された相談内容をもとに相談員を現地派遣し、簡易的な目視調査及び聞き取り調査を行い、以下の情報提供を行います。

- ① 空き家又は空き地の状態から活用方法等の提案
- ② 賃貸・売買・適正管理等の取引動向
- ③ リフォーム・増改築・解体等の取引動向
- ④ 専門業種の紹介
- ⑤ その他相談内容に関する事項

※**相談料金は無料です。**（詳細な調査等を希望する場合には、別途契約等が必要となります。）なお、相談には営業行為を禁止しています。

※なるべく多くの資料を用意されることでより具体的な相談に応じられます。下記書類があるかご確認ください。

○住宅の設計図・登記事項証明書・建築確認済証、検査済証・工事契約書(新築時、改修時記録)など

🏠 空き家の利活用希望者

市に提供された相談事項をもとに相談員が内容の聞き取り調査を行い、利活用希望者の要望に沿った空き家の情報提供を行います。

※物件の状況により、ご希望に添えない場合がございますのをご了承ください。

🏠 お申し込みの方法は

「空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」にご記入の上、松戸市住宅政策課 空家活用推進室(8階)へ直接持参、もしくは郵送・FAXで提出してください。

後日、宅建協会の相談員から連絡が入ります。

【送付先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5 住宅政策課 空家活用推進室宛

FAX:047-366-2073



お問い合わせ先：住宅政策課 空家活用推進室 TEL 047-366-7366